

## 令和 7 年度 事業計画

### 1 各種支援活動の推進

#### (1) 電話相談

毎週月～金曜日までの 10:00～16:00 までの間、長野相談室、中信相談室において支援事業員による電話相談を行う。

#### (2) 面接相談

相談者が躊躇することなく安心して相談できるよう、時間、場所の選定、担当相談員の指定等に配慮した面接相談対応に努める。

また、希望する相談者に対しては、オンラインによる面接相談を取り入れていく。

#### (3) 直接的支援

長野県警察本部犯罪被害者支援室はじめ、関係機関と連携を図りながら、警察署、検察庁、裁判所等への付き添い支援、代理傍聴等の活動を積極的に行っていく。

#### (4) ワンストップサービス体制の構築

犯罪被害者支援では、犯罪被害者等が支援を必要とする際に、いずれかの機関・団体に相談や問合せを行えば、その後は必要な支援が様々な機関・団体によって途切れなく提供されるようワンストップサービスの実現に向けての組織体制を構築していく。

#### (5) 自助グループ活動への支援

令和 5 年 4 月に設立された長野県犯罪被害者遺族自助グループ「つむぐ」の定例会開催、手記文集の発行、臨床心理士等との懇談会を開催するなど、被害者遺族に寄り添った支援活動に努めていく。

### 2 新規支援員の養成・スキルアップのための研修等の実施

#### (1) 養成講座の実施

新規支援事業員を養成するための「被害者支援員養成講座」は、参加しやすいよう、土曜日、日曜日の連日に、会場またはオンライン参加により開催していく。

募集人数は、25 歳から 65 歳までの 20 名程度とし、一定の基準に達した者を支援事業員として認定していく。

※ 年間の実施計画は、別紙「ボランティア養成（入門）講座プログラム（令和 7 年度・第 21 期）案」及び「支援事業員養成（初級）研修プログラム（令和 7 年度・第 21 期）案」のとおり

#### (2) 現任の支援事業員に対する研修会の開催

現任の支援事業員に対しては、支援活動のスキルアップを図るため、事例検討やロールプレイング方式により具体的な支援要領を学んでもらうとともに、全国被害者支援ネットワークから支援コーディネーターを招聘し、被害者のニーズに応える支援等について受講していく。

研修会開催に当たっては、多くの支援事業員が参加できるよう、会場またはオンライン参加により開催していく。

※年間の実施計画は、別紙「令和 7 年度被害者支援事業員研修（中級研修・継続研修）案」のとおり

### (3) 全国研修（質の向上研修）への参加

全国的規模で開催される

- 質の向上研修（令和7年度は、「にいがた被害者支援センター」で開催）
- 秋期全国研修（10月には、「東京都」で開催）

等には、本年度も積極的に参加していく。

また、犯罪被害者支援に特化した研修ではなくとも、支援活動に深みを増すであろうと認められる各種研修については、積極的に参加するよう呼び掛けていく。

更に、受講者には、受講終了後に他の支援員に対して還元教養を行うことを義務付けるし、自身の受講効果を高めるとともに、支援員全体のスキルアップを図っていく。

### (4) 支援活動の実際を通じての若者との交流

前年度に引き続き、清泉大学との業務提携協定に基づき、学生に支援活動の実際について理解を深めてもらう心理実習を受け入れていく。

また、将来において被害者支援の担い手となる若者を育てていくためにも、当センターが実施する広報啓発活動等への参画を呼び掛けるなど、広く若者たちとの意見交換、交流の場を設けていく。

## 3 犯罪被害者等支援条例制定に伴う活動の推進

### (1) 総合的な支援体制に向けた連携・協力

長野県犯罪被害者等支援条例制定に伴い策定された「長野県犯罪被害者等支援推進計画」に盛られた「総合的支援体制の整備」を推進していくために、県、県警はじめ関係機関が行う支援内容を確認し、連携・協力を図りながら、当センターとして、被害者に寄り添ったきめ細かな支援活動を行っていく。

また、大規模事案等の発生を念頭に、犯罪被害者への迅速かつ必要な支援ができるよう、日頃から関係機関団体等との良好な関係の構築に努めていく。

### (2) 市町村の犯罪被害者等支援条例制定の推進活動

令和4年4月1日に県条例が施行され、市町村における同種条例の制定も加速しているが、どの地域であっても均衡がとれた支援が受けられるよう、未制定の自治体に対しては、県、県警、弁護士会、被害者遺族等とともに制定を働きかけていく。

また、条例に日常生活支援等が盛られていない市町村に対しては、条例改正も視野に、必要な情報や資料等を積極的に提供していく。

### (3) 市町村における犯罪被害者等支援推進業務に関する委託業務の実施

長野県からの委託業務により、犯罪被害者支援に従事する市町村職員に対し、会場とオンライン参加の併用により「市町村犯罪被害者等支援窓口担当者研修会」を年1回実施する。

また、犯罪被害者支援に従事する市町村職員から、助言や情報提供等を求められた場合には、犯罪被害者等の心情に配慮した対応要領や、支援業務の参考となる情報、資料を提供していくとともに、被害者支援に関する広報啓発活動には、積極的に協力していく。

### (4) 相談・情報提供の充実

犯罪被害者等がワンストップサービスにより迅速で途切れない支援が受けられるよう、当センターとして個人情報の保護に留意しつつ、関係機関等に必要な情報を提供していく。

また、各警察署単位に設置されている犯罪被害者連絡協議会等の開催に当たっては、当センターからもできる限り職員を派遣し、関係機関と顔の見える良好な関係づくりに努めていく。

### (5) 県民の理解の推進

令和4年4月に施行された「長野県犯罪被害者等支援条例」に盛られた県民の役割、事業者の役割、二次被害の防止などに対する県民の理解を深めるために、講演会、研修会、市民向け講座等の場において、長野県作成の広報啓発資料「県民・事業者の皆様へ」等を活用しながら、犯罪被害者支援の意義、必要性等について広く県民に周知していく。

また、教育委員会や警察が行う「人権教育」や「命の大切さを学ぶ教室」等の開催時には、講師として参画し、将来を担う若者に対しても被害者支援の重要性等について理解させる活動に努めていく。

## 4 広報啓発活動の充実

当センターの支援活動の内容を広く県民に知ってもらうため、多彩な広報啓発グッズを製作し、講演会、人権講座、犯罪被害者週間等の機会に配布するなど、啓発効果の充実に努めていく。

また、被害者支援に関する講演会等の開催に併せ、犯罪被害者遺族手記パネル展等を同時開催するなど、効果的な広報啓発活動に努めていく。(自助グループ会員の協力を得て、手記ポスター「被害者の声に心を寄せて」を追加製作予定。)

## 5 財政基盤の向上

### (1) 補助金、賛助会員等の維持向上

支援活動の財政基盤となっている補助金、市町村負担金、個人及び法人からの賛助金、寄附金の維持向上を図るため、当センターの必要性及び支援活動の重要性について機会あるごとに訴えていく。

### (2) 寄付型自動販売機設置及びホンデリング活動の更なる促進

関係機関・団体、各種企業等の理解と協力を得ながら、寄付型自動販売機の設置促進やホンデリング活動の普及活動を推進していく。

## 6 機関誌の発行及び各月活動状況の報告

年1回発行している機関誌「TOGETHER（トゥギヤザー）」については、支援活動や広報啓発活動の掲載内容を見直し、さらに充実したものとしていく。

また、各月毎に開催された研修内容や支援活動状況については、県、県警等の関係機関に逐次報告して情報共有を図っていく。

※ 年間の月別事業計画は、別紙「令和7年度事業計画書（案）」のとおり

## 令和7年度 被害者支援事業員研修(中級研修・継続研修)

〈2025年〉

	日時	場所	研修内容	講師
6月26日(木)	13:30~13:50	長野県食料会館 2F会議室	今年度支援事業について	鈴木良忠専務理事
	14:00~16:00		裁判付き添い支援研修 (全国被害者支援ネットワーク作成DVDをもとに)	NNVS 認定コーディネーター 森田ひろみ氏
7月16日(水)		ホテル国際21	長野県被害者支援連絡協議会「講演会」	
8月7日(木)	13:30~14:30	支援センター相談室	事例検討	公認心理師 岡本かおり副理事長
8月21日(木)	13:30~16:00	ホテル国際21 1F 「葵」	講演会(県、県警、センター) 「犯罪被害者支援は地方自治体の責務(仮)」	明石市 能登 啓元 氏
【養成講座初級研修】 合同研修 9月18日(木)	13:00~15:00	長野県食料会館 2F会議室	行政における被害者支援(長野県)	長野県 人権・男女共同参画課
			行政における被害者支援(市町村)	
12月11日(木)	13:30~14:30	支援センター相談室	事例検討	公認心理師 岡本かおり副理事長
〈2026年〉 令和8年 2月26日(木)	13:30~14:30	長野県食料会館 2F会議室	警察の被害者支援	長野県警察本部 犯罪被害者支援室
	14:40~15:30		相談員理事選出 他	事務局
<p>※ 時 間 :13:30~16:00</p> <p>※ 場 所 : 長野県食糧会館 2F会議室(長野市大字南長野南県町685-2)</p> <p>※ 連絡先 : 026-233-7848 (長野犯罪被害者支援センター事務局)</p>				

## 支援員養成(初級)研修プログラム(令和7年度・第21期)

月 日	講座月日(木)	研 修 内 容	講 師 等
8月28日(木)	10:00～10:15	◎ 開講式	センター長 鈴木良忠
	10:30～11:30	心理、保健医療関係者の役割	理事長 精神科医 小泉典章
	13:00～15:00	被害者支援における弁護士の役割	理事 弁護士 和手俊允
		○ 公判における被害者支援 ○ 裁判員制度と公判前整理手手続き ○ 被害者参加制度と損害賠償命令申立制度	
9月4日(木)	10:00～12:00	被害者支援における心理的支援 ～心理の視点を活かした被害者支援の実際～	副理事長 公認心理師 岡本かおり
	13:00～15:00	警察における被害者支援	長野県警察本部 犯罪被害者支援室
		○ 犯罪被害者等早期援助団体 ○ 刑事裁判の流れと被害者の関わり ○ 犯罪被害者等給付金制度	
9月18日(木)	13:00～15:00	行政における被害者支援(長野県)	長野県 人権・男女共同参画課
		行政における被害者支援(市町村)	
10月2日(木)	10:00～12:00	リスニング技術(1) ・基本的応答 ・基本的応答電話応答	犯罪被害相談員等
		ロールプレイ(電話応答) ① 応答の基本(最初のコンタクト～終話)	
		② ロールプレイ	
	13:00～15:00	② ロールプレイ	犯罪被害相談員等2名
10月9日(木)	10:00～12:00	○ 被害者の支援(付添い支援) ① 付添支援の基本、留意事項、緊急事態の対応 ② 付添い支援:裁判所関係の付添い、代理傍聴 ③ 付添い支援:警察署、検察庁、病院、その他	犯罪被害相談員等
		○ ロールプレイ(面接相談) ① 応答の基本(最初のコンタクト～終話)	
		② ロールプレイ	
	14:30～	◎ 修了式	事務局
<p>※ 時 間 : 10:00～12:00 13:00～15:00</p> <p>※ 場 所 : 長野県食糧会館 2F会議室(長野市大字南長野南県町685-2)</p> <p>※ 連絡先 : 026-233-7848 (長野犯罪被害者支援センター事務局)</p>			

犯罪被害者支援ボランティア養成講座プログラム(令和7年度・第21期)

講座月日	講座月日	講 座 内 容	講 師 等
(会場準備9:00~) 6月28日(土)	9:45~	◎ 開講式	理事長 小泉典章、 専務理事 鈴木良忠
	10:00~12:00	関係機関による被害者支援	センター長 鈴木良忠
		○ 行政の活動概要	
		○ 民間支援団体の活動概要	
	13:00~14:00	被害者の声を聞く	理事 川上哲儀
	14:10~16:00	被害者支援の法律・制度	副理事長 弁護士 今井優太
		○ 被害者支援の意義・必要性	
		○ 犯罪被害者等基本法・同基本計画	
6月29日(日)	10:00~12:00	犯罪被害者支援の現状	センター相談員
		○ 犯罪被害者の実態	
		○ 幅広い支援の必要性	
	13:00~14:00	各支援団体について ○ センターの研修システム、倫理等について	センター相談員
	14:10~16:00	被害者への関わり方	副理事長 公認心理師 岡本かおり
		○ 被害者が受ける二次的被害	
		○ 被害者への関わり方の留意点	
<p>※ 時 間：10:00~12:00 13:00~15:00</p> <p>※ 場 所：長野県食糧会館 2F会議室(長野市大字南長野南県町685-2)</p> <p>※ 連絡先：026-233-7848 (長野犯罪被害者支援センター事務局)</p>			

## 事 業 計 画 書

(令和 7 年度)

月 別	事 業 の 内 容	備 考
4 月	・ 4/12 自助グループ開催 ・ 4/17 令和 7 年度理事会	○電話相談活動 毎週月曜～金曜 10:00～16:00
5 月	・ 5/17 令和 7 年度通常総会	支援事業員による電話相談を行う。
6 月	・ 6/26 被害者支援事業員研修 (支援事業について他) ・ 6/28,29 ボランティア養成（入門）講座	○面接相談活動 面接による支援を必要とする被害者等に対して、犯罪被害相談員による面接相談、弁護士、臨床心理士等専門家による面接を実施する。
7 月	・ 自助グループ開催 ・ 被害者支援事業員研修 (長野県被害者支援ネットワーク講演会) ・ 全国被害者支援ネットワーク主催 質の向上研修（上半期）への参加	○直接的支援活動 警察情報提供、電話相談などにより、直接的支援が必要と認める被害者等に対し、警察・検察庁・裁判所等への付添いを実施する。 また、公判における代理傍聴、関係機関との連携による支援活動を行う。
8 月	・ 8/7 事例検討 ・ 8/28 支援事業員養成（初級）研修	○その他支援活動 被害者等の要請により、センターが必要と認める支援を行う。
9 月	・ 市町村被害者支援窓口担当者に対する研修会 ・ 9/4,18 支援事業員養成（初級）合同研修 ・ 9/18 被害者支援事業員合同研修 (行政における被害者支援 県・市町村)	○支援事業員育成事業 新規支援事業員を養成するための講座を実施する。
10 月	・ 10/2,9 支援事業員養成（初級）研修 ・ 全国被害者支援ネットワーク主催 全国フォーラム全国研修への参加 ・ 被害者支援事業員研修	○支援事業員スキルアップ事業 現任支援事業員に対し、年間 6 回の研修の他事例検討を適宜実施する。
11 月	・ 自助グループ開催 ・ 被害者支援週間における広報啓発	全国規模で開催される各種研修、外部研修等についても該当者の参加を促す。
12 月	・ 被害者支援事業員研修 (事例検討, 支援検討会)	○広報啓発活動 犯罪被害者週間（11 月 25 日～12 月 1 日）には集中的に広報活動を実施し、各関係機関と連携した広報・啓発については隨時行う。
1 月	・ 事例検討 ・ 自助グループ開催	
2 月	・ 全国被害者支援ネットワーク主催 質の向上研修（下半期）への参加 ・ 2/26 被害者支援事業員研修 (警察の被害者支援)	
3 月	隨時相談業務	